

相楽東部広域連合管理職員等の範囲を定める規則

平成 20 年 12 月 25 日
規 則 第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 52 条 第 4 項の規定に基づき、法第 52 条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 広域連合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

機 関	職
事 務 局	事務局長、総務課長、総務課長補佐
教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
小学校及び中学校	校長、教頭
相楽東部クリーンセンター	課長